

災害廃棄物安全評価検討会（第12回） 議事要旨

日時：平成24年3月12日（月）18:00～20:00

場所：東海大学校友会館 望星の間

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 武山班長

厚生労働省 労働衛生課 安井中央労働衛生専門官

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 岩崎課長補佐

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

関水環境担当審議官、塚本現地対策本部長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

議 題

1. 開会

2. 埋立処分場に関する検討について

(1) 産業廃棄物の安定型品目等の溶出試験結果及び安定型処分場に埋め立てることのできる特定廃棄物等の要件について

ア. 委員から、資料4に基づき、産業廃棄物の安定型品目等の溶出試験結果について説明があった。環境省から、資料5に基づき、安定型処分場に埋め立てることのできる特定廃棄物等の要件について説明があった。

イ. 委員から、試料の代表性について、サンプリング数の規定があるかとの質問があった。環境省から、資料に記載されたJISでは定めがないこと、廃棄物関係ガイドラインでは10点等の記載があること、今後要件を定める際に明示したいことについて回答があった。

ウ. 委員から、安定型処分場に埋め立てることのできる特定廃棄物等の要件については、「検出されないこと」の値をより明確化する必要があると考えるが、その予定について質問があった。環境省から、検討したいと回答があった。

エ. 委員から、碎石の放射能濃度が高い例が出たが、今回の溶出試験結果との関係について質問があった。委員から、過去に石の調査を行った際に濃度が高いものもあるが水への溶出としては不検出という試験結果であったこと、資料5は事故由来放射性物質の放射能濃度が8000Bq/kg以下の基準適合特定廃棄物と特定産業廃棄物を前提とし

た内容であることについて説明があった。

- オ. 委員から、基準適合特定廃棄物のみが対象となることについて、どのように担保されているか質問があった。環境省から、特定廃棄物は国が処理をするとされていること、基準適合特定廃棄物として処理するには放射能濃度を測定しなければならないとされていることにより担保されるとの回答があった。
- カ. 安定型処分場の埋立て要件については、了承された。

(2) 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う水面埋立地の指定に係る考え方について

- ア. 環境省から、資料6に基づき、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う水面埋立地の指定に係る考え方について説明があった。
- イ. 委員から、「容器への収納等を行う場合には、これらの措置による溶出の低減を考慮するものとする」という記載について、評価方法は準備されるということで良いか質問があった。環境省から、現時点では具体的な事例はなく、まずは申請に応じ個別の実証実験等から推定することになるとの回答があった。
- ウ. 委員から、この申請は、途中で最初の申請内容と異なっても良いという考え方なのか質問があった。環境省から、1年毎の申請であり、それを踏まえて判断する考え方であるとの回答があった。
- エ. 委員から、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立てにおいては雨水との接触を避ける埋立方法となっているが、水面埋立てでは海水に触れることになることから、これらの整合性について質問があった。環境省から、水との接触が避けられない点で前提が異なる考え方で整理しているとの回答があった。
- オ. 水面埋立地の評価に関する考え方については、了承された。

(3) 災害廃棄物の埋設処分場跡地に居住する一般公衆への放射性物質による影響の評価について

- ア. 独立行政法人日本原子力研究開発機構から、資料7-1に基づき、災害廃棄物の埋設処分場跡地に居住する一般公衆への放射性物質による影響の評価について説明があった。環境省から、資料7-2に基づき、この評価結果の概要について説明があった。
- イ. 委員から、今回の覆土の条件は世界的にも認められているものか質問があった。また、以前は居住をしないこととの前提だったが、居住を前提とする今回の評価の趣旨について質問があった。独立行政法人日本原子力研究開発機構から、廃棄物処理法で跡地の掘削には制限があることを条件にした評価であること、仮の評価として詳細に実施したことについて説明があった。また、環境省から、廃棄物処理法では、跡地の形質変更には一定の制限があるものの、居住を禁止してはいないことから、極端な場合を想定した試算であることの説明があった。

(4) 車両における線量当量率の基準を満たす放射能濃度について

- ア. 環境省から、資料8に基づき、車両における線量当量率の基準を満たす放射能濃度について説明があった。委員から、特に意見はなく、方針について了承された。

3. 処理施設の排ガス・排水等の調査結果について

(1) 廃棄物処理施設における排ガス・排水等の測定調査結果及び特別の維持管理基準の適用除外のための要件について

- ア. 環境省から、資料9に基づき、廃棄物処理施設における排ガス・排水等の測定調査結果について説明があった。また、環境省から、資料10に基づき、特別の維持管理基準の適用除外のための要件について説明があった。
- イ. 委員から、ドレン部で検出されたデータについて、ろ紙が破れてドレン部側で検出

されたという可能性などが考えられるので、測定状況をよく確認すべきとの意見があった。

ウ. 特別の維持管理基準の適用除外の要件については了承された。

(2) 放射性セシウムの溶出量が少ない下水道汚泥焼却灰の扱いについて

ア. 環境省から、資料 11 に基づき、放射性セシウムの溶出量が少ない下水道汚泥焼却灰の扱いについて説明があった。委員から、特に意見はなく、方針について了承された。

(3) 国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理及び指定廃棄物の処理等について

ア. 環境省から、資料 12 に基づき、国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について説明があった。また、環境省から、資料 13 に基づき、指定廃棄物の処理等について説明があった。

イ. 委員から、資料 12 に関して、既存の焼却施設において試験的にデータを取ってからその知見も踏まえ仮設焼却炉を作った方が良いとの意見があった。環境省から、比較的線量の低い所から処理をし、必要なデータを取りながら検討を行っていききたいとの回答があった。

ウ. 委員から、資料 13 に関して、封じ込め式固型化の方法は、容器による方法とも考えられ、その場合は不透水性土壌層等の設置が必要ないという考え方はできるのか質問があった。環境省から、検討していききたいとの回答があった。

エ. 委員から、資料 13 に関して、牧草処理の実証事業に関する混焼率及び排ガスの常時監視の対象について質問があった。環境省から、一般ごみ 40t/日程度に対して牧草を 4t/日程度を混焼している。ダストモニターによるオンラインモニタリングで排ガスの常時監視を行っているとの回答があった。

(4) 8,000Bq/kg 超のばいじんの洗浄技術について

ア. 委員から、資料 14 に基づき、8,000Bq/kg 超のばいじんの洗浄技術について説明があった。

(5) ゼオライトを用いた放射能除去試験について

ア. 環境省から、資料 3 に基づき、ゼオライトを用いた放射能除去試験の結果について説明があった。

(6) 焼却施設及び最終処分場における測定結果について

ア. 環境省から、参考資料 1 に基づき、福島県内の焼却施設及び最終処分場における測定結果について説明があった。

4. その他

(1) 検討会の公開について

ア. 委員から、本検討会の公開について検討してはどうかと提案があった。他の委員からも、次回以降は公開で考えてほしいとの意見があり、次回以降の本検討会は、公開して開催することとなった。

5. 閉会

南川事務次官から挨拶。

配付資料

- 資料 1 第 12 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 災害廃棄物安全評価検討会（第 11 回）議事要旨
- 資料 3 ゼオライトを用いた放射能除去試験
- 資料 4 産業廃棄物の安定型品目等の溶出試験結果
- 資料 5 安定型処分場に埋め立てることのできる特定廃棄物等の要件について
- 資料 6 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う水面埋立地の指定に係る考え方（素案）
- 資料 7 - 1 災害廃棄物の埋設処分場跡地に居住する一般公衆への放射性物質による影響の評価について
- 資料 7 - 2 災害廃棄物の埋設処分場跡地等に居住する一般公衆への放射性物質による影響の評価について（結果概要）
- 資料 8 車両における線量当量率の基準を満たす放射能濃度について
- 資料 9 廃棄物処理施設における排ガス・排水等の測定調査結果について
- 資料 10 特別の維持管理基準の適用除外のための要件について
- 資料 11 放射性セシウムの溶出量が少ない下水道汚泥焼却灰の扱いについて
- 資料 12 国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について
- 資料 13 指定廃棄物の処理等について
- 資料 14 8,000Bq/kg 超のばいじんの洗浄技術について

- 参考資料 1 焼却施設及び最終処分場における測定結果について